

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県東松島市大曲字南浜1番地4
氏 名 株式会社東部環境
代表取締役 工藤 豊和
法人にあつては、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

許可の年月日 令和7年7月11日
許可の有効年月日 令和12年7月10日

1 事業の範囲（積替え又は保管行為を含む。）

品目	取扱	品目	取扱
燃え殻	○	鉱さい	○
汚泥	◎	がれき類	○
廃油	◎	家畜ふん尿	×
廃酸	◎	家畜の死体	×
廃アルカリ	◎	ばいじん	○
廃プラスチック類	◎	これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	○
紙くず	○	汚泥	×
木くず	◎	産業廃棄物 石綿含有産業廃棄物 廃プラスチック類	○
繊維くず	○	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○
動植物性残さ	○	がれき類	○
動物系固形不要物	×	水銀使用製品産業廃棄物	◎
ゴムくず	○	水銀含有ばいじん等	◎
金属くず	◎	自動車等破砕物	○
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	◎		
備考	「廃プラスチック類」は（積み替え保管する場合は自動車等破砕物を除く） 「金属くず」は（積み替え保管する場合は自動車等破砕物を除く） 「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」は（積み替え保管する場合は自動車等破砕物を除く）		

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：宮城県東松島市大曲字南浜1番4

面積：4,000平方メートル、うち保管面積：12平方メートル

産業廃棄物の種類	保管上限 (立方メートル)	保管の高さ (メートル)
廃プラスチック類	8	2
木くず	8	2
金属くず	8	2

(2)所在地：宮城県東松島市大曲字南浜1番11

面積：1,008平方メートル、うち保管面積：244平方メートル

産業廃棄物の種類	保管上限 (立方メートル)	保管の高さ (メートル)
金属くず、汚泥(乾電池)	0.9	0.5
廃油	3.6	1
廃油、廃プラスチック類、金属くず(廃オイルフィルター)	3.6	1
廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)	3.6	1
廃酸(水銀使用製品産業廃棄物)	3.6	1
廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物)	3.6	1
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)	3.6	1
廃プラスチック類、金属くず(廃鉛蓄電池)	109.4	0.5
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物)	1.8	1

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年7月11日許可

平成17年7月11日更新許可

平成22年7月11日更新許可

平成26年1月8日変更許可「(積替え又は保管行為を除く。)燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん」の追加

平成27年6月29日変更届「廃油、廃酸、廃アルカリ、木くず」の積替え又は保管行為追加に伴い許可証書換え

平成27年7月11日更新許可

平成28年6月21日変更許可「(積替え又は保管行為を除く。)鉋さい、これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物」の追加

令和2年7月11日更新許可

令和7年7月11日更新許可

令和7年8月15日変更許可(「汚泥」の積替え保管追加)

5 積替え許可の有無 有・☒無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・☐無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。